

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律による
特定地域づくり事業協同組合の認定について

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第 64 号）第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり特定地域づくり事業協同組合の認定をしたので、同法同条第 6 項の規定により公示する。

認 定 年 月 日	令和 7 年 5 月 1 6 日
名 称	かつらぎ町未来づくり協同組合
住 所	和歌山県伊都郡かつらぎ町笠田東 5 5 0 番地
代 表 者 の 氏 名	山内 理恵
事 務 所 の 名 称	かつらぎ町未来づくり協同組合
事 務 所 の 住 所	和歌山県伊都郡かつらぎ町笠田東 5 5 0 番地
地 区	和歌山県伊都郡かつらぎ町
事 業	組合員のためにする地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく特定地域づくり事業としての労働者派遣事業
有効期間の満了の日	令和 1 7 年 5 月 1 5 日